

※この法令は廃止されています。
 平成十七年政令第八十二号

国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条の三第五項及び第七十二条の第四項、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第七項及び附則別表の規定に基づき、この政令を制定する。
 （平成二十七年年度における再評価率に関する読替え）

第一条 平成二十七年年度における国家公務員共済組合法第七十二条の規定する再評価率については、同法別表第二を次のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七

平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	一・二三
昭和六十二年三月以前	一・二三

昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九八
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九七
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九五
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九五
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九五
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五
昭和六十二年三月以前	一・二五

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	一・二五
昭和六十二年三月以前	一・二五
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五

平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八

平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五

(平成二十七年以後における停止解除調整変更額及び支給停止調整額の改定)

第二条 平成二十七年以後における国家公務員共済組合法第七十九条第二項に規定する停止解除調整変更額については、同条第四項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)を適用する。

2 平成二十七年以後における国家公務員共済組合法第八十条第一項に規定する支給停止調整額については、同条第二項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)を適用する。

(平成二十七年以後における俸給年額改定率に関する読み替え)

第三条 平成二十七年以後における国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第三十五条第一項に規定する俸給年額改定率については、同法附則別表第五を次のとおり読み替えて、同法の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)を適用する。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	七
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	九

昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	〇・二九
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九

(平成二十七年以後における従前額改定率の改定)

第四条 平成二十七年以後における国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号)次項において「平成十二年改正法」という。附則第十二条第一項及び第二項の従前額改定率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については「一・〇〇〇」とし、同日二日以後に生まれた者については「〇・九九八」とする。

2 平成十二年改正法附則別表平成二十七年以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間について、同表の下欄に定めるとおりとする。

平成十七年四月から平成十八年三月	〇・九二二
平成十八年四月から平成十九年三月	〇・九二六
平成十九年四月から平成二十年三月	〇・九二四
平成二十年四月から平成二十一年三月	〇・九二四
平成二十一年四月から平成二十二年三月	〇・九一四
平成二十二年四月から平成二十三年三月	〇・九二七
平成二十三年四月から平成二十四年三月	〇・九三四
平成二十四年四月から平成二十五年三月	〇・九三七
平成二十五年四月から平成二十六年三月	〇・九三七
平成二十六年四月から平成二十七年三月	〇・九三二
平成二十七年四月から平成二十八年三月	〇・九〇九

附則 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成一八年三月二九日政令第七五号)抄

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日政令第七七号)抄

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日政令第八五号)抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二一年三月二七日政令第五八号)抄

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月二六日政令第四二号)

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年三月三一日政令第五八号)抄

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第二条 平成二十三年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

附則 (平成二四年三月二八日政令第五八号)

1 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

2 平成二十四年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

附則 (平成二五年三月二七日政令第八六号)

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十八日政令第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第二条 平成二十六年三月以前の月分の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年三月二十七日政令第一〇三号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

2 平成二十七年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年九月三〇日政令第三四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。